

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第 15 号

東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 3 年 2 月 22 日

一都二県連合海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

- 1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から 84 度 48 分（真方位による。以下同じ。）283 メートルの点

イ 海ほたる南東の突角から 174 度 48 分 283 メートルの点

ウ 海ほたる南西の突角から 276 度 7 分 361 メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から 343 度 29 分 361 メートルの点

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。

〔採捕禁止区域図〕

